

令和3年1月13日
産業労働部創業・経営支援課**県の「中小企業金融相談窓口」では、大雪による被害に関する
中小企業者等の資金相談を受け付けています。**

令和3年1月7日からの大雪等により被害を受け、今後の資金繰りの悪化が懸念される中小企業者等に対して、県では、「中小企業金融相談窓口」において資金相談を受け付けています。

下記のとおり、県制度融資において、セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）等の利用が可能です。

なお、12月に災害救助法が適用された南魚沼市及び湯沢町に加え、このたび適用された長岡市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市及び柏崎市の中小企業者は、通常の保証枠とは別枠で融資額の100%を保証されるセーフティネット保証4号が適用され、信用保証協会によるセーフティネット保証4号の事前相談が開始されています。

1 中小企業金融相談窓口

- 県庁内（創業・経営支援課内専用電話）
- 電話番号：025-285-6887
- 対応日時：平日8:30～17:30

2 利用可能な主な制度融資**(1) セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）**

【要件】	自然災害により直接に被害を受けた中小企業者等
【融資条件】	【限度額】 3,000万円（セーフティネット資金（経営支援枠）の他の要件とは別枠で融資の利用が可能）
【使途】	運転資金・設備資金
【期間】	7年以内（うち据置2年以内）
【利率】	融資期間3年以内 年1.15% 融資期間3年超5年以内 年1.35% 融資期間5年超7年以内 年1.55%
【保証】	新潟県信用保証協会の信用保証付き

(2) 短期事業資金

【要件】	一時的な運転資金の需要が生じた小規模企業者
【融資条件】	【限度額】 500万円
【使途】	運転資金
【期間】	1年以内
【利率】	年1.50%
【保証】	新潟県信用保証協会の信用保証付き

【本件についてのお問い合わせ先】創業・経営支援課 福原、石山
(直通) 025-280-5240 (内線) 2770